

条文	改正前（現行）	改正後（令和 8 年 5 月 1 日改正案）	改正内容・備考
第 1 条	<p>（育児休業）</p> <p>1. 育児のために休業することを希望する社員（日雇従業員を除く）であつて...（中略）...</p> <p>7. 育児休業をすることを希望する従業員は...（以下略）</p>	<p>第 1 条（育児休業）</p> <p>1. 育児のために休業することを希望する社員（日雇社員を除く。）であつて...（中略）...</p> <p>9. 第 1 項に基づく申出は...一子につき 2 回までとする。</p>	<p>用語を「日雇社員」「有期雇用社員」に統一。条項参照・表記を整理。</p>
第 2 条	<p>（出生時育児休業（産後パパ育休））</p> <p>1. 申出により 4 週間（28 日）以内の期間の出生時育児休業をすることができる。</p>	<p>第 2 条（出生時育児休業）</p> <p>1.（同左）...</p> <p>6. 出生時育児休業中に就業することを希望する社員は...申し出るものとする。</p>	<p>条名を「出生時育児休業」に整理。申出・再申出・休業中就業を項目分けして明確化。</p>
第 3 条	<p>（介護休業）</p> <p>1. 家族 1 人につき、通算 93 日までの範囲内で</p>	<p>第 3 条（介護休業）</p> <p>1.（同左）...</p> <p>2. 要介護状態にある家族</p>	<p>「従業員」を「社員」に統一。対象家族の列举方法等を整理。</p>

	3回を上限として...	とは...配偶者、父母、 子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫	
第4条	<p>(子の看護等休暇)</p> <p>1. 小学校第3学年修了までの子を養育する従業員...就業規則第11条に規定する...</p>	<p>第4条 (子の看護等休暇)</p> <p>1. ...就業規則第23条に規定する年次有給休暇とは別に...</p> <p>4. 会社は、本休暇の取得を理由として不利益な取扱いをしない。</p>	<p>就業規則の参照条文を第23条に修正。1日単位取得及び不利益取扱い禁止を追加。</p>
第5条	<p>(介護休暇)</p> <p>1. 対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は10日を限度として...</p>	<p>第5条 (介護休暇)</p> <p>1. (同左) ...</p> <p>4. 会社は、介護休暇の申出等を理由として不利益な取扱いをしない。</p>	<p>就業規則の参照条文を第23条に修正。1日単位取得及び不利益取扱い禁止を追加。</p>
第6条	<p>(育児・介護のための所定外労働の制限)</p> <p>1. 所定労働時間を超えて労働をさせることはない。</p>	<p>第6条 (育児・介護のための所定外労働の制限)</p> <p>1. ...所定労働時間を超えて労働させない。</p>	<p>文言を簡潔化。不利益取扱い禁止の規定を追加。</p>

		3. 本条の制度利用を理由とする不利益取扱い禁止。	
第7条	<p>(育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>1. 就業規則第8条の2の規定及び...</p>	<p>第7条 (育児・介護のための時間外労働の制限)</p> <p>1. 就業規則第21条の規定及び...</p> <p>4. 不利益取扱い禁止。</p>	参照条文を第21条に修正。請求不可者の整理および不利益取扱い禁止を追加。
第8条	<p>(育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>1. 就業規則第8条の2の規定にかかわらず...</p>	<p>第8条 (育児・介護のための深夜業の制限)</p> <p>1. 就業規則第21条の規定にかかわらず...</p> <p>4. 不利益取扱い禁止。</p>	参照条文を第21条に修正。表記整理および不利益取扱い禁止を追加。
第9条	<p>(育児短時間勤務 (3歳未満))</p> <p>1. 就業規則第5条の所定労働時間について...</p> <p>3. 原則として1か月前までに申し出なければならない。</p>	<p>第9条 (育児短時間勤務)</p> <p>1. 就業規則第19条の所定労働時間について...</p> <p>3. 原則として2週間前までに申し出なければならない。</p>	参照条文を第19条に修正。申出期限を2週間前に短縮。育児時間を独立項目化。

<p>第 10 条</p>	<p>(柔軟な働き方を実現するための措置)</p> <p>1. 時差勤務、短時間勤務のいずれか 1 つの措置を選択...</p>	<p>第 10 条 (柔軟な働き方を実現するための措置)</p> <p>1. 2 以上の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 利用意向の確認・個別周知を行う。</p>	<p>複数措置の導入、個別周知・意向確認、テレワーク規程準用等の規定を整理。</p>
<p>第 11 条</p>	<p>(介護短時間勤務)</p> <p>1. 所定労働時間を 6 時間とする。</p>	<p>第 11 条 (介護短時間勤務等)</p> <p>1. 短時間勤務、時差出勤、テレワーク、始業終業時刻変更等から選択できる。</p>	<p>名称を「等」に拡張。選択可能な措置のバリエーションを大幅に追加。</p>
<p>第 11 条の 2</p>	<p>(新設)</p>	<p>第 11 条の 2 (介護に直面した社員に対する個別周知及び意向確認)</p>	<p>新設。介護に直面した社員への制度個別周知と意向確認を義務付け。</p>
<p>第 11 条 3,4</p>	<p>(新設)</p>	<p>第 11 条の 3 (介護離職防止の環境整備)</p> <p>第 11 条の 4 (介護に関する情報提供)</p>	<p>新設。研修や相談窓口の設置、40 歳到達時等の情報提供を規定。</p>
<p>第 12 条</p>	<p>(ハラスメントの防止)</p> <p>2. 就業規則第 47 条及び</p>	<p>第 12 条 (ハラスメントの防止)</p>	<p>対象範囲を新設条文まで拡大。懲戒根拠条文を最新の就業規則に整合。</p>

	第 48 条に基づき...	2. 就業規則第 47 条から 第 49 条に基づき...	
第 13 条	(給与等の取扱い)	第 13 条 (給与等の取扱い)	新設の第 10 条、第 11 条の 2~4 の取扱いを反映。賃金規程との整合性を整理。
第 15 条	(第 15 条：見出しなし)	第 15 条 (育児休業取得者の業務を代替する社員への配慮)	条見出しを付与。代替社員への支援や業務見直しに関する文言を整理。
附則	本規則は、令和 7 年 8 月 25 日から適用する。	この規則の改正は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。	改正施行日の附則を追加。